

さ情審査答申第38号  
平成19年6月13日

さいたま市教育委員会  
委員長 緒方 恭子 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 小池 保 夫

### 答 申 書

平成18年10月31日付けで貴職から受けた、指導要録（学籍に関する記録及び指導に関する記録）及び指導要録作成する為の資料（平成14年度（1年生）～17年度（4年生）（以下「本件対象個人情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

さいたま市教育委員会教育長が本件対象個人情報のうち、「指導要録作成する為の資料（平成14年度（1年生）～17年度（4年生）」につき、これを開示しないこととしてなした一部開示決定は妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき審査請求人が行った本件対象個人情報に対する開示請求につき、平成18年8月24日付け教学指1第3462号により、さいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について、これを取り消すとの裁決を求めるといふものである。

また、小学校における個人情報の管理に関し、「書類の種類」、「簿冊の存在の有無」、「書類及び簿冊ごとの保存期間」、「個人情報の文書廃棄の例規」、「文書廃棄に当たっての事務手続き」及び「文書廃棄に当たっての起案者及び決裁者」について、実施機関に対して、書類をもって説明することを求めている。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、意見書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象個人情報のうち指導要録は形式的な書類であり、むしろ指導要録を作成するための資料の方が重要な文書である。その理由は、指導要録は日々の記録の積み重ねによって作成できるものと考えられるためである。請求にあたっては、一般的にこうした文書として補助簿や教務手帳があることを担当者に事前に確認している。
- (2) 教育現場において生徒の日々の生活をとらえて評価をした文書は公文書に値するものであり、文書管理規則にのっとり適切に管理されているはずである。本来、公文書であれば保存期間が定められており、その翌年度から保存期間が始まるので、その年度途中で文書が廃棄されることはあり得ない。指導要録を作成するための資料は、内容が生徒の個人情報に係るものであり、公文書として管理されていなければ、個人情報の流出につながる可能性も考えられる。
- (3) 学校において、どのように文書を管理しているか、理由説明書から読み取れない。実施機関は、「書類の種類」、「簿冊の存在の有無」、「書類及び簿冊ごとの保存期間」、「個人情報の文書廃棄の例規」、「文書廃棄に当たっての事務手続き」及び「文書廃棄に当たっての起案者及び決裁者」について説明すべきである。

### 第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明などに役立たせるための原簿（平成13年4月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知）となるもので、学籍の記録が20年、指導の記録が5年保存となっており、開示している。しかし、児童が在籍する学級の担任等が指導要録を作成するために、一時的に記録するものとして補助簿や教務手帳等が考えられるが、年度末の指導要録作成後や児童の転出後には、個人情報保護のために処分すべきものであり、審査請求人の児童については、平成17年11月30日に転出しており、当該行政情報は存在してない。
- 2 指導要録を作成するため、学級担任は一般的に備忘のためのメモとして、個人で工夫した補助簿や市販の教務手帳を使用しているが、あくまでも個人的に使用するもので、組織的に用いるものではない。従って、当該児童の指導要録を作成するための行政情報は存在しない。

## 第4 審査会の判断の理由

### 1 本件対象情報について

#### (1) 指導要録について

審査請求人は、条例第13条第1項の規定により、本件対象情報について開示請求を行ったところ、平成18年8月24日付けで本件対象個人情報のうち、「指導要録（学籍に関する記録及び指導に関する記録）」については開示する旨の決定を、「指導要録作成する為の資料（平成14年度（1年生）～17年度（4年生）」（以下「本件指導要録作成資料」という。）については開示しない旨の決定を受けた。

本開示請求は、条例第12条第2項の規定により、審査請求人が親権を行使する父、つまり法定代理人として、その子に代わって、その子本人の自己に関する情報の開示請求を行ったものである。

開示決定を受けた指導要録は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第12条の3第1項の規定により、校長が作成しなければならない「その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）」であり、同施行規則第15条第1項第4号の規定により、学校において備えなければならない表簿である。

その保存期間は、入学、卒業等の学籍に関する記録については20年間、指導に関する記録については5年間とされている（同施行規則第15条第2項）。

指導要録は、児童生徒のその後の指導に役立たせるという面では、日常の学習指導の評価活動に対して基盤となる考え方と方法を示すものとして、大きな役割を果たしているものである。

さいたま市教育委員会においては、平成13年10月1日付けさ教指1発第2662号さいたま市立各小学校長あて教育長通知「小学校児童指導要録について」により、小学校指導要録並びに「記載する事項等」等を決定し、通知している。

同通知において示す小学校児童指導要録の様式によると、年度及び学年ごとに校長氏名印及び学級担任者氏名印の欄があり、同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合にはその都度後任者の氏名を併記し、その期間を記入することとなっている。

指導要録の作成については、学級担任者の明確な位置付けがなされており、また、その作成に当たっては今後の当該児童の教育資料となるものとして、恣意に陥ることなく、正確な事実・資料に基づき作成すべきことが

要求され、本人及び保護者からの批判にも耐えられる適正なものでなければならぬものである。

## (2) 本件指導要録作成資料について

前述のとおり、指導要録は当該児童の教育資料等となるものとして教育現場である学校においては重要な表簿であることから、その作成の任に当たる教師は、日常、補助簿や教務手帳（市販されている。）等を活用して、自らの創意と工夫により正確な事実・資料に基づき、これらを作成するよう努力していることが推認できる。本件小学校においても同様であると考えられる。

## 2 本件指導要録作成資料の性質について

自己に関する個人情報の開示請求は、条例第12条第1項の規定により「実施機関に対し、当該実施機関が保有する行政情報に記録された自己に関する個人情報」について認められている。したがって、本件指導要録作成資料は、実施機関が保有する行政情報に当たるかどうかの問題であり、本件においても争点となっているので、以下この点について判断することとする。

条例第2条第5号において、行政情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有するものをいうと定めている。本件指導要録作成資料は、学級担任者がその職責を全うするため、専権的に作成し、又は取得したものと認められ、したがって、条例上の「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書・・・」に当たるものと解される。

次に、「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」に当たるかどうかについては、実施機関（学校教育部指導1課所管）の説明によると、同学年の教師間で学年相互の調整のため補助簿や教務手帳等を活用することはあるが、実態としては学級担任者の責任において個人的に利用されているとのことである。本件小学校においても同様の実態にあるものと推認され、これと異なった具体的な事情を窺わせる情報は確認できない。

ところで、「実施機関の職員が組織的に用いるもの」というためには、当該文書等が、作成又は取得に関与した職員個人の段階にとどまることなく組織としての共用文書等の実質を備えた状態にあることが必要であり、当該実施機関において、業務上の必要から組織として利用され、保存されている状態になければならない。

本件指導要録作成資料は、学級担任者が職務遂行の必要から個人的に利用し、保管している状態にあったと推認できることから、いわゆる組織共用文書としての実質を備えた状態にあったとは認め難い。

更に、「当該実施機関が保有する」ものかどうかについては、学級担任者がその責任と権限において個人的に保管している状態にあり、これを他の者が自由に又は学校管理のもとに利用できる状態にないことが認められる。したがって、本件指導要録作成資料が学校という組織において保有している状態にあったとは認め難い。

ところで、さいたま市教育委員会における文書管理については、さいたま市教育委員会文書管理規則（平成13年教育委員会規則第8号）第2条により、さいたま市の文書の管理の例によるものとされている。

また、さいたま市学校文書管理要綱（平成14年4月1日施行）において、さいたま市立の小学校等における文書等（以下「学校文書」という。）の管理について、さいたま市文書管理規則（平成13年規則第14号）によりがたい事項を定め、学校文書について迅速な処理と適正な管理を行い、事務が能率的に運営できるよう努めなければならないとしている。ここでいう学校文書は、条例でいう行政情報に当たるものと解される。

更に、さいたま市立小・中学校管理規則（平成13年教育委員会規則第14号）第48条において、前記学校教育法施行規則第15条に規定する表簿のほか、備え付け、保存しなければならない表簿を明記しているところ、同条の表簿中に指導要録を作成するための補助簿や教務手帳等の資料は明記されていないことが認められる。

このことからしても、本件指導要録作成資料は、学校文書として取り扱われていないことが認められ、条例第12条第1項の「当該実施機関が保有する行政情報」に当たらないと解されるのである。

以上のことから、本件指導要録作成資料は、自己に関する個人情報の開示請求の対象にならないものと判断するものである。

### 3 本件指導要録作成資料の存否について

実施機関は、本件指導要録作成資料について、年度末の指導要録作成後や児童の転出後においては個人情報保護のため処分すべきものであり、審査請求人の子については平成17年11月30日に転出していることから、すでに処分されており、存在しないと主張している。

前記2において述べたとおり、本件指導要録作成資料は、条例上の自己に関する個人情報の開示請求の対象にならないと解されるところ、当該資料自体も平成18年8月10日の審査請求人による開示請求の時点ではすでに廃棄され、又は消去されていることが認められ、これを否定する根拠や具体的な事情は見当たらない。

条例第9条第1項第3号の規定によると、「保有する必要のなくなった個人情報（歴史的または文化的価値が生ずると認められるものを除く。）は、

確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。」と規定し、実施機関に対し、個人情報取扱事務の実施に当たって、必要な措置を講じ、その適正な維持管理に努めなければならないと定めている。

本件指導要録作成資料は、当該児童の指導要録作成後及び当該児童の転出後においては、当該学級担任者にとって、一般的に考えると、保有する必要のなくなった資料となることが認められ、当該資料が条例上の行政情報に当たらないとしても、個人情報保護のため速やかに廃棄し、又は消去されるべきものと解するのが相当である。

ここで「廃棄し、又は消去すること」とは、当該個人情報が記録された媒体の焼却、熔融、シュレッダーによる裁断、磁気テープ等の磁氣的消去等、個人情報が漏えいし、又は盗用されることのない確実な方法により処理することをいい、本件指導要録作成資料についても、実施機関の説明のとおり、シュレッダーによる裁断等の方法により処分されているものと推認できる。

いうまでもなく、個人情報保護の問題は、行政機関の保有する個人情報に関するものだけではなく、私人の保有する個人情報に関しても重要な問題であり、私人間のその取扱いが重視される場所、本件指導要録作成資料に係る学級担任者が個人情報保護の観点から処分したとする実施機関の主張は、是認できるし、これを採用することができる。

#### 4 審査請求人の書類による説明請求について

審査請求人は、小学校における個人情報の管理が適正に行われているか疑問を感じ、更に実施機関が平成18年11月27日付けで当審査会に提出した理由説明書の内容が非常に簡単であるとして、前記第2、1に記載のとおり、小学校における個人情報の保護に関し、書類による説明を求めている。

当審査会は、条例による開示請求に対する決定について、行政不服審査法による不服申立てがあった場合において、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁の諮問に応じ、当該決定についてその違法又は不当を審査し、答申することを職責とする諮問機関であることから（条例第30条第1項）、審査請求において上記書類による説明を求めることに対して審査する権限はない。

更に、条例による開示請求は、実施機関が現に保有する行政情報に記録された個人情報に対して認められているものであり、開示請求の時点で保有していない行政情報を開示請求に応ずるために新たに作成したり、現に保有している行政情報に手を加え、加工してこれに応ずることを認めているものではない（ただし、条例第15条の規定により、個人情報の一部に

不開示情報が記録されている場合において、当該部分を区分して除き開示する場合を除く。以下同じ。)。条例上は、開示請求の時点で保有している行政情報に記録された個人情報をそのままの状態を開示すれば足り、当該個人情報について実施機関が説明をすることも義務付けられているわけではない。

これらの請求が部分的には本件処分に係る理由の説明としての請求と受け止められるとしても是認できないものであり、制度上は、情報の提供や苦情の申出若しくは新たな公開請求等の問題であると考えられ、不服申立てに対する措置とは別個の問題であると考ええる。

当審査会としては、小学校における教育が当該児童の長所を伸ばすとともに、短所や問題点をも指導し、改善して、当該児童の人格形成を目的とするものであるから、指導要録に関連して、日ごろから教育現場において保護者や児童に十分説明し、その信頼を確保することに努めることが望ましい。

因みに、平成12年12月の教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」において、「なお、これからの評価においては、教員が評価の専門的力量を更に高め、根拠が明確で説明のできる評価をしていくことや、日ごろから、評価の内容について保護者や児童生徒に十分説明し、共通理解を図りながら指導に生かしていくことが一層大切であると考えられる。」と述べている(同答申第2章、7、(3))。

- 5 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求は理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成18年10月31日	諮問の受理
②	同 年 11月27日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 12月21日	審議
④	平成19年 1月18日	異議申立人から意見書を受理
⑤	同 年 3月23日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑥	同 年 4月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 5月24日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	備考
委員	荒木直人	弁護士
会長	小池保夫	大学教授
委員	小室大	行政経験者
会長職務代理者	苦田文一	弁護士
委員	満木祐子	弁護士

(五十音順)